

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、スキーインストラクターとして就労していたところ、平成〇年〇月〇日、C県内のスキー場においてスキースクールのレッスン中、転倒して負傷した。請求人は、同日、D病院に受診し、「左膝内側側副靭帯損傷」と診断され、同月〇日にE医療センターに転院して、「左膝前十字靭帯損傷、左膝内側側副靭帯損傷」の傷病名（以下「本件傷病」という。）で、療養を続けた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病を業務上の事由によるものであると認めた上で、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付について、通院日以外の日については療養のため労働ができなかったとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官はこれを棄却したので、請求人は、更に再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成27年労第441号）。

今般、請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の療養補償給付並びに平成〇年〇月〇日から同月〇日まで及び平成〇年〇月〇日

から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）していると判断し、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したとして、治ゆ（症状固定）日以降の療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

当審査会は、既に、平成〇年〇月〇日付け裁決において、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）している旨の判断をしているところである。本件は、その後続請求事案であるが、一件記録を精査しても、前裁決を覆すに足りる医師の所見及びその他資料を見いだすことができない。

よって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。